



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和元年11月26日(火) 第9753号

目次

ページ

告示

○保安林の指定施業要件の変更予定(森林保全課)	2
○同	2
○同	3
○同	4
○同	5
○同	5
○同	6
○同	6
○土壌汚染対策法による区域指定の解除(環境保全課)	7
○道路の区域変更(道路管理課)	7
○同	7
○一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示の一部改正(会計課)	8

公告

○都市計画事業の変更認可(都市計画課)	8
○開発工事の完了(建築課)	9

教育委員会規則

○公立学校職員の失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則(福利課)	10
-------------------------------------	----

落札

○落札者等の決定(会計課)	11
---------------	----

■ 告 示

◎群馬県告示第207号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和元年11月26日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 館林市（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 - 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 館林市（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県森林環境部森林保全課及び館林市役所に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第208号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和元年11月26日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 渋川市（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 水害の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。

- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 渋川市(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 落石の危険の防止
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 渋川市(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
- 渋川市(次の図に示す部分に限る。)
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県森林環境部森林保全課及び渋川市役所に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第209号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和元年11月26日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 高崎市(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
- 高崎市(次の図に示す部分に限る。)

- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 高崎市(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県森林環境部森林保全課及び高崎市役所に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第210号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和元年11月26日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 甘楽郡南牧村(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 落石の危険の防止
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 甘楽郡南牧村(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
甘楽郡南牧村(次の図に示す部分に限る。)
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県森林環境部森林保全課及び南牧村役場に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第211号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和元年11月26日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 沼田市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県森林環境部森林保全課及び沼田市役所に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第212号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和元年11月26日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 多野郡上野村（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

多野郡上野村（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県森林環境部森林保全課及び上野村役場に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第213号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和元年11月26日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 渋川市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 干害の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県森林環境部森林保全課及び渋川市役所に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第214号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和元年11月26日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 北群馬郡榛東村（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

榛東村（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県森林環境部森林保全課及び榛東村役場に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第215号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第6条第4項の規定により、平成30年群馬県告示第3号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域の全部について、当該指定を次のとおり解除する。

令和元年11月26日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 解除する区域 邑楽郡大泉町大字吉田字本郷1207番1の一部
- 2 指定に係る特定有害物質の種類
 - (1) 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。)第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の名称 六価クロム化合物
 - (2) 規則第31条第2項の基準に適合していなかった特定有害物質の名称 六価クロム化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

◎群馬県告示第216号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県前橋土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年11月26日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	前橋大間々桐生線	前橋市上泉町33番の6地先から同市同668番の4地先まで	前	16.0~26.1	31.2
			後	16.0~29.3	31.2

◎群馬県告示第217号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県渋川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年11月26日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
県道	渋川大胡線	渋川市北橋町分郷八崎字観音前648番の3地先から同市同字押出山709番の1地先まで	前	8.5~17.0	309.8
			後	8.5~17.9	309.8

◎群馬県告示第218号

一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示(平成3年群馬県告示第355号)の一部を次のように改正し、令和元年10月31日から適用する。

令和元年11月26日

群馬県知事 山本 一 太

「前橋市農業協同組合 前橋市富士見町田島259-1(富士見支所)」を「前橋市農業協同組合 前橋市富士見町田島259-1(北部支所)」に、「大栄測量設計有限会社 前橋市南町三丁目52-6 前橋市農業協同組合 前橋市上佐鳥町417-1(上川渕支所)」を「大栄測量設計有限会社 前橋市南町三丁目52-6」に、「前橋市農業協同組合 前橋市鶴光路町200-1 前橋市農業協同組合 前橋市鳥取町829-1(芳賀支所)」を「前橋市農業協同組合 前橋市鶴光路町200-1(南部支所)」に、「一般社団法人群馬県猟友会 前橋市富士見町原之郷1213(富士見猟友会) 前橋市富士見町小暮305-4(小暮出張所)」を「一般社団法人群馬県猟友会 前橋市富士見町原之郷1213(富士見猟友会)」に改める。

■ 公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、令和元年11月18日国土交通省関東地方整備局長が都市計画事業の変更を認可した旨の告示(令和元年関東地方整備局告示第83号)があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和元年11月26日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画事業の種類及び名称 桐生都市計画道路事業3・5・22号幸橋線及び3・4・7号中通り線
- 2 施行者の名称 群馬県
- 3 事務所の所在地 前橋市大手町一丁目1番1号
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし

5 事業施行期間 平成26年8月19日から令和3年3月31日まで

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和元年11月26日

群馬県知事 山本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公共施設の種類	公共施設の位置及び区域	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	北群馬郡吉岡町大字大久保字大畑746-1、746-2、746-3、746-4、747-1、747-2、748-1、748-7、748-8、750-1、750-2、750-3、750-5、750-6、750-6先道、750-6先水、750-7、750-8、750-9、字沼1338-1、1338-1先道の一部、1338-1先水の一部、1339-1、1339-1先水の一部、1339-2、1339-4	道路	北群馬郡吉岡町大字大久保字大畑746-4、747-2、748-8、750-6、750-6先道、750-6先水、750-7、750-8、750-9	東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号 ダイワロイヤル株式会社 代表取締役 原田健 前橋市上小出町二丁目21番地7 有限会社レーベン 代表取締役 高橋義幸

教育委員会規則

公立学校職員の失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和元年十一月二十六日

群馬県教育委員会教育長 笠原 寛

群馬県教育委員会規則第四号

公立学校職員の失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則

公立学校職員の失業者の退職手当支給規則(昭和五十一年群馬県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第四条の二第三号を削り、同条第四号中「地方公務員法」の下に「(昭和二十五年法律第二百六十一号)」を加え、同条を同条第三号とし、同条中第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第六条第二項中「起算して一箇月以内」を「基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して四年を経過する日までの間(同項の規定により加算された期間が四年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間)」に改める。

別記様式第三号の二中

<input type="checkbox"/>	(2)	地方公務員法第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号に該当する場合に限る。)又はこれに準ずる退職
<input type="checkbox"/>	(3)	地方公務員法第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)又はこれに準ずる退職
<input type="checkbox"/>	(4)	地方公務員法第28条第1項第2号の規定による免職又はこれに準ずる処分
<input type="checkbox"/>	(5)	地方公務員法第28条第1項第1号又は第3号の規定による免職若しくはこれに準ずる処分
<input type="checkbox"/>	(6)	勲奨退職

を

<input type="checkbox"/>	(2)	地方公務員法第28条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職
<input type="checkbox"/>	(3)	地方公務員法第28条第1項第2号の規定による免職又はこれに準ずる処分
<input type="checkbox"/>	(4)	地方公務員法第28条第1項第1号又は第3号の規定による免職若しくはこれに準ずる処分
<input type="checkbox"/>	(5)	勲奨退職

改める。

附 則

- この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。ただし、第六条第二項の改正規定及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の日前に退職した者がこの規則による改正前の公立学校職員の失業者の退職手当支給規則(以下「旧規則」という。)第四条の二第三号に掲げる者に該当する場合には、この規則による改正後の公立学校職員の失業者の退職手当支給規則(以下「新規則」という。)第四条の二に規定する公立学校職員退職手当支給条例(昭和二十九年群馬県条例第四十号)第十条第一項に規定する委員会規則で定める者とみなす。
- 新規則第六条第二項の規定は、公立学校職員退職手当支給条例第十条第一項の規定による基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して四年を経過する日が公布の日以後にある者からの申出について適用し、当該退職の日の翌日から起算して四年を経過する日が公布の日前にある者からの申出については、なお従前の例による。
- この規則の施行の際現に旧規則の規定により提出されている書類は、新規則の相当規定によって提出されているものとみなす。

■ 落札

次のとおり落札者を決定した。

令和元年11月26日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 ロータリ除雪車(2.2m級) 1台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県会計局会計課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 令和元年11月15日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社NICHIGO東京支社 東京都台東区東上野一丁目9番7号 YTSビル4階
- 5 落札金額 46,090,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和元年10月4日

毎週火、金曜日発行

発行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111